

議案第 33 号

北九州市教職員表彰規則の一部改正について

北九州市教職員表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 10 月 24 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 永年勤続表彰の表彰方法の変更に伴い、関係規定を改める必要がある  
るので、この議案を提出する。

## 北九州市教職員表彰規則の一部改正について（概要）

### 1 改正理由

北九州市教育委員会では、北九州市教職員表彰規則（昭和40年北九州市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）に基づき、昭和49年より優良な成績で20年間又は30年間勤務した教職員に対して、毎年、表彰状の授与による永年勤続表彰を行っている。

そうした中、同様の表彰を行う市長事務部局では、業務見直し等の観点から、平成29年度に永年勤続表彰における表彰状の授与を廃止し、永年勤続表彰受賞者が利用できる制度（職務専念義務の免除等）を記載した受賞者宛て通知を交付することで表彰に代えている。

教育委員会においても業務改善等の観点から、市長事務部局と同様に、永年勤続表彰の方法を改めるため、関係規則の改正を行うもの。

### 2 改正内容

永年勤続表彰における表彰について、表彰状の授与を廃止し、受賞者宛て通知を交付する方法に変更するため、北九州市教職員表彰規則（昭和40年北九州市教育委員会規則第6号）第5条（表彰の方法）を下記のとおり改正する。

新	旧
(表彰の方法) 第5条 <u>功績表彰は表彰状を授与して行い、永年勤続表彰は当該表彰を通知する文書を交付して行う。</u>	(表彰の方法) 第5条 <u>表彰は、</u> 表彰状を授与して行う。

### 3 施行期日

公布の日

北九州市教職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市教職員表彰規則の一部を改正する規則

北九州市教職員表彰規則（昭和 4 0 年北九州市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「表彰は、」を「功績表彰は」に改め、「授与して」の次に「行い、永年勤続表彰は当該表彰を通知する文書を交付して」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(表彰の方法)</p> <p>第5条 <u>功績表彰は表彰状を授与して行い、永年勤続表彰は当該表彰を通知する文書を交付して行い。</u></p>	<p>(表彰の方法)</p> <p>第5条 <u>表彰は、表彰状を授与して行い。</u></p>